## 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る議会運営について (案)

## ◆令和3年第1回臨時会

- 1 本会議場に入る人数は、必要最小限とする(密集・密接)
- (1) 議員
  - ・全員入場することとする。
- (2) 執行部
  - ・特別職、市長公室長、総務部長及び提出予定案件の答弁対応想定者のみの入場とする。 なお、議案審議終了後は退場し、会議終了前に特別職、市長公室長、総務部長は再入 場することとする。
- (3) 傍聴者(記者席を含め最大30席)
  - ・市議会ホームページに、傍聴するに当たっての注意事項を掲載する。
  - ・傍聴者の間隔を1m空け、10席とする。
  - ・本会議場で傍聴できない方は、委員会室において間隔を空けて視聴する。
- 2 臨時会における発言(時短)
- (1)議員
  - ・発言は、自席で着座のまま行うこととする。
- (2) 執行部
  - ・発言は、着座のまま行うこととする。
- 3 本会議場の環境(密閉)
  - ・出入口のドアを開け換気をとることとする。(傍聴者出入口も同様)
  - ・送風を行い空気の循環を行うこととする。
- 4 各委員会の環境(密閉・密集・密接)
  - ・委員会室において、出入口のドアを開け換気をとることとする。
  - ・席の間隔を空けることとする。
  - ・執行部の出席は、必要最小限とする。(入替えも検討する。)
- 5 全員協議会
  - ・密閉・密集・密接を考慮し、会議時間を短縮して本会議場で行うこととする。
  - ・執行部の出席は、必要最小限とする。(入替えも検討する。)
- 6 会議室への入場
  - ・議員、執行部、議会事務局、傍聴者、報道機関者については、当日の検温、マスク 着用、手洗い、手指消毒を行うこととする。

## 7 休憩中

・密接を避けるため、給茶機前の会話を避け議長室、委員会室、全員協議会室等で 休憩することとする。